



定住自立圏の形成に関する協定書



むつ市・東通村

定住自立圏の形成に関する協定書

むつ市（以下「甲」という。）と東通村（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、魅力にあふれ、安心して暮らすことができる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野において相互に役割を分担し、連携して取り組むものとする。

（連携する取組の内容及び役割）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は次のとおりとし、連携する取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、これらの表に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに別表第1から別表第3まで及び前項に規定する費用の負担については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとするときは、協議してこれを

定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経て、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、この協定の効力を失う日を甲乙同意して別に定めたときは、この限りでない。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月 5日

甲 青森県むつ市中央一丁目8番1号

むつ市長 宮下宗一郎



乙 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34

東通村長 越善靖夫



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

(1) 医療環境の充実

取組の内容	中核病院を中心とした公立病院及び診療所の連携強化を図るために、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(2) 初期救急医療体制の充実

取組の内容	初期救急医療体制の充実を図るために、むつ市内の民間医療機関が実施する休日夜間診療体制の維持及び確保に取り組む。
甲の役割	休日夜間診療体制を維持し、運営に必要な経費を負担する。
乙の役割	甲が行う休日夜間診療体制の維持を支援するとともに、必要に応じて経費を負担する。

2 福祉

(1) 介護福祉の充実

取組の内容	介護保険法に規定する要介護認定及び要支援認定に関する審査の公平性及び効率性の確保を図るために、介護認定審査会の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	介護認定審査会を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	介護認定審査会を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(2) 障がい福祉の充実

取組の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定す
-------	----------------------------------

る障害支援区分に関する審査の公平性及び効率性の確保を図るために、障害支援区分認定審査会の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。

甲の役割	障害支援区分認定審査会を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	障害支援区分認定審査会を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(3) 障がい児支援体制の充実

取組の内容	障がい児支援の充実を図るために、障害児入所施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、障害児入所施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、障害児入所施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

3 教育

(1) 教育水準の向上及び教育相談の充実

取組の内容	教育水準の向上及び教育相談の充実を図るために、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(2) 視聴覚教育環境の充実

取組の内容	視聴覚教育環境の充実を図るために、視聴覚ライブラリーの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	視聴覚ライブラリーを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	視聴覚ライブラリーを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業

	に必要な経費を負担する。
--	--------------

4 観光振興

広域観光体制の充実

取組の内容	観光資源の魅力をいかした広域観光体制の充実を図るため、観光PR等の各種事業に取り組む。
甲の役割	観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

5 消防

消防及び救急体制の充実

取組の内容	消防及び救急の迅速性及び的確性の確保を図るため、消防本部の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、消防本部の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、消防本部の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

6 環境

(1) 一般廃棄物等処理体制の充実

取組の内容	一般廃棄物等の処理の効率化を図るため、一般廃棄物等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、一般廃棄物等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、一般廃棄物等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

(2) し尿及び浄化槽汚泥等処理体制の充実

取組の内容	し尿及び浄化槽汚泥等処理の効率化を図るため、し尿及び浄化槽汚泥等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、し尿及び浄化槽汚泥等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、し尿及び浄化槽汚泥等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

7 その他

(1) 芸術文化の向上及び交流の場の提供

取組の内容	芸術文化の向上及び交流の場の提供を図るため、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

(2) 消費生活の安全及び安心の確保

取組の内容	消費生活相談窓口の利便性の向上を図るため、消費生活センターの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	消費生活センターを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	消費生活センターを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

地域公共交通

生活交通手段の維持及び確保

取組の内容	生活交通手段の維持及び確保を図るため、公共交通機関の利用促進等の各種事業に取り組む。
甲の役割	公共交通事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	公共交通事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

圏域市町村の職員等の交流

市町村職員の育成

取組の内容	市町村職員の資質向上を図るため、合同研修等の各種事業に取り組む。
甲の役割	合同で実施することで効果が期待できる研修事業等を企画及び実施し、実施に必要な経費を負担する。
乙の役割	甲が実施する研修事業等に参加するとともに、必要に応じて経費を負担する。